平成19年3月9日

1. 出席議員

1	番	徳	村	博	紀
2	番	伊	東		茂
3	番	福	井		正
4	番	水	頭	喜	弘
5	番	橋	爪		敏
6	番	Щ	口	瑞	枝
7	番	中	村	雄一	一郎
8	番	橋	Ш	宏	彰
9	番	森	田	峰	敏
10	番	北	原	慎	也
11	番	寺	山	富	子

12 番 岩吉 泰 彦 道 13 番 井 手 14 番 青 木 幸 平 15 番 欠 番 16 番 谷 口 良隆 17 番 中 島 邦 保 18 番 欠 番 19 番 谷 川 清太 20 番 松尾 征 子 正 明 21 番 吉 田 22 番 小 池 幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長田中義明

 局長補佐森田利明

 管理係長江口隆史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市				長	桑		原	允		彦
助				役	出		村	素		明
総	務	部		長	唐		島			稔
市	民	部		長	坂		本	博		昭
産	業	部		長	Щ		本	克		樹
建	設 環	境	部	長	江		頭	毅	_	郎
企	画	課		長	北		村	建		治
総	務	課		長	北		村	和		博
財	政	課		長	打		上	俊		雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局			最	中		村	和		典	
税	務	課		長	北	御	門	敏		則
福	祉 事	務	所	長	迎			和		泉
保	険 健	康	課	長	岩		田	輝		寛
農	林 水	産	課	長	平		石	和		弘
商	工 観	光	課	長	福		岡	俊		剛
都	市建	設	課	長	田		中	敏		男
環	境下 7	水 道	課	長	亀		井	初		男
ま	ちなみ	活 性	課	長	松		浦			勉
水	道	課		長	藤		家	敏		昭
会	計	課		長	Щ		田	次		郎
教	育	委 員	Į	長	藤		家	恒		善
教	Ī	育		長	小	野	原	利		幸
教	育次長	東 庶 發	新課	長	藤		田	洋	_	郎
生涯学習課長兼中央公民館長				中		Щ			宏	
同和対策課長兼生涯学習課参事				関			正		和	
農	業委員会	会 事 務	系 局	長	<u> </u>	1	瀬	健		$\stackrel{-}{-}$
監	查	委		員	植		松	治		彦

平成19年3月9日(金)議事日程

開 議(午後1時)

日程第1	議案第8号	鹿島市副市長の定数を定める条例の制定について(質疑、討論、
		採決)
日程第2	議案第9号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
		に関する条例の制定について (質疑、討論、採決)
日程第3	議案第10号	鹿島市同和地区高齢者の医療費の助成に関する条例を廃止する
		条例について (質疑、討論、採決)
日程第4	議案第11号	鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
		条例について(質疑、討論、採決)
日程第5	議案第12号	鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について(質疑、討
		論、採決)
日程第6	議案第13号	一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に
		ついて(質疑、討論、採決)
日程第7	議案第14号	鹿島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を
		改正する条例について (質疑、討論、採決)
日程第8	議員提案第1	号 鹿島市議会委員会条例の一部を改正する条例について(質
		疑、討論、採決)
日程第9	議員提案第2	号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則について(質疑、
		討論、採決)

午後1時 開議

〇議長 (小池幸照君)

午前中の中学校の卒業式、御苦労さまでございました。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

お諮りをいたします。議案第8号から議案第25号までの18議案は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

御異議ないものと認めます。よって、議案第8号から議案第25号までの18議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 議案第8号

〇議長 (小池幸照君)

それでは、日程第1. 議案第8号 鹿島市副市長の定数を定める条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

それでは、議案第8号 鹿島市副市長の定数を定める条例の制定について御説明をいたします。

まず初めに、この議案第8号 鹿島市副市長の定数を定める条例の制定について、次の議 案第9号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定についてのこの両議案につきましては、昨年度の地方自治法の一部を改正する法律の施行 に伴います条例の制定、関係条例の改正、廃止をいたすものでございます。

この地方自治法の改正は、内閣総理大臣の諮問機関であります第28次地方制度調査会からの内閣総理大臣に対して提出されました地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申の内容を受けたものとなっております。

地方自治法の改正の内容でございますが、大きな1点目といたしまして、地方の自主性・ 自律性の拡大を図るための措置として、副知事及び助役制度の見直し、次に特別職たる出納 長及び収入役制度の廃止や吏員制度の廃止、また監査委員制度の見直し、財務に関する制度 の見直しなどがありまして、2点目といたしましては、議会制度の充実といたしまして、専 門的知見の活用、学識経験者等によります専門的事項に係る調査を依頼すること。そのほか 臨時議会の招集請求権、委員会制度の見直しなどの内容となっております。

それでは、議案第8号 鹿島市副市長の定数を定める条例の制定について御説明をいたします。

議案書は8ページ、9ページとなっております。

これまでの地方自治法第161条第2項の規定は、「市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる」、第3項におきましては、助役の定数は、これを増加することができるという規定でございました。

これが今回の地方自治法の改正によりまして、第1項で、「都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる」と。第2項につきましては、「副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める」という改正に伴いまして、副市長の定数を定める必要がありますので、鹿島市における副市長の定数を1人とするという条例の制定をいたすものでございます。

また、この地方自治法の改正に伴いまして、これまでの助役の職務は、首長の補佐、そして職員が担任している事務の監督、そして三つ目に、首長の職務代理ということでありまし

たが、今回はこの改正に伴いまして、これからは長の命を受けて政策及び企画の担当、長の 次に、長の事務の一部につき委任を受けてみずからの権限と責任において事務処理ができる ということになるものでございます。

この助役制度の見直しにつきましては、地方公共団体は、合併による自治体の規模や所管する行政分野、事務事業が大幅に拡大をいたしておりまして、また、地方分権等によりまして、地方公共団体の役割と責任が広がってきており、このためにマネジメントの機能の強化、最高経営陣といいますか、市の舵取り役の強化を図るということが必要ということから、これまでの助役にかえて副市長を置くとしたものでございます。

附則におきましては、この条例の施行日は、平成19年4月1日からとなりまして、第2項におきましては、現在において助役である者は副市長として選任されたものとみなして、任期は助役としての任期の残任期間とするというものでございます。

以上が御説明でございますけど、御審議方よろしくお願いをいたします。

〇議長 (小池幸照君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小池幸照君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小池幸照君)

討論を終わります。

採決します。議案第8号 鹿島市副市長の定数を定める条例の制定については、これを提 案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長 (小池幸照君)

起立全員であります。よって、議案第8号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号

〇議長(小池幸照君)

次に、日程第2. 議案第9号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

議案第9号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について御説明をいたします。 この条例につきましても、先ほどの議案第8号と同様に、地方自治法の一部改正に伴いまして、市の関係条例の改正または廃止をするための条例の制定が必要でありますので、この 条例を提出いたすものでございます。

議案書は10ページから14ページ、議案説明資料では1ページから6ページとなるものでございます。それでは、それぞれの条文について御説明をいたします。

まず、第1条でございます。第1条は、鹿島市監査委員条例の一部を改正するものでございます。

これまでは地方自治法第195条第2項の規定によりまして、政令都市などの以外のその他の市にありましては、監査委員の定数は3人または2人という規定でありまして、今回の改正によりまして、政令都市など以外の市、その他の市につきましては、監査委員の定数は原則2名となりました。このことから、原則どおりとする場合、鹿島市の監査委員の数は2名でありますので、定数に関する規定は不要となり、監査委員条例第2条を削りまして、第3条から第6条までをそれぞれ1条ずつ繰り上げるものでございます。

この監査委員に関する自治法の改正でございますけど、地方分権の進展に伴いまして、地 方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大に伴いまして、監査機能の充実を図るもので、こ れからは各地方公共団体は、必要な場合におきましては、監査委員の定数を増加することが できるようになったものでございます。

次に、第2条の鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部改正、第3条の鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部の改正につきましては、これまでの助役を副市長に改めるものでございます。

第4条の鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正に伴います項ずれ。自治法第109条第3項として、閉会中においては、議長が常任委員を選任することができるという規定。また法第110条第3項として、議長が閉会中において、特別委員を選任することができる規定が新たに規定されましたので、この項ずれに伴います改正となっておるものでございます。

第5条の鹿島市特別職報酬等審議会条例の一部改正、第6条の市長及び助役の諸給与条例の一部改正、第7条の教育長の給与等に関する条例の一部改正、第8条、鹿島市職員等の旅費に関する条例の一部改正、第9条、特別職の退職手当に関する支給条例の一部改正につきましては、それぞれの規定中の助役を副市長に改めるものでございます。

次の第10条の鹿島市税条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正によりまして、 吏員とその他の職員の区分、事務吏員と技術吏員の区分につきましては廃止となりまして、 職員と一本化することになりましたので、これにあわせまして改正をいたすものでございま す。

第11条の鹿島市行政財産使用料条例の一部改正、第12条の鹿島市のごみふれあい楽習館条

例の一部改正につきましては、地方自治法の行政財産の使用許可の規定がこれまでの第238 条の4第4項から同条第7項へと改正となりましたので、これにあわせまして改正をいたす ものでございます。

第13条の鹿島市収入役の事務を助役に兼掌させる条例の廃止につきましては、これまでの 特別職たる出納長、収入役制度を廃止し、一般職の会計事務をつかさどる職員、会計管理者 を置くことに伴いまして、兼掌条例の廃止をいたすものでございます。

この改正の趣旨でございますが、自治法におきましては、会計事務の適正な執行を確保するため、収支に関する外部牽制制度といたしまして、職務上、独立した権限を有する会計機関を設け、その会計機関に出納その他の会計事務を担わせています。しかし、最近の出納事務の電算化の進展などの状況や、制度的担保といたしまして、監査制度や会計職員による賠償責任等もありまして、必ずしも特別職たる収入役制度によらずとも、出納その他の会計事務の適正な執行を図ることが可能であると考えられるということから、答申を受けまして、特別職の収入役を廃止し、一般職たる会計事務をつかさどる職員、会計管理者を置くということになったものでございます。

附則につきましては、助役を副市長に改める改正規定が19年4月1日からの施行。その他 の改正規定につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〇議長 (小池幸照君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (小池幸照君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

討論を終わります。

採決します。議案第9号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め ます。

[賛成者起立]

〇議長(小池幸照君)

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号

〇議長 (小池幸照君)

次に、日程第3. 議案第10号 鹿島市同和地区高齢者の医療費の助成に関する条例を廃止 する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎福祉事務所長。

〇福祉事務所長(迎 和泉君)

議案第10号について御説明を申し上げます。

議案書の14ページ、15ページで御説明をいたしたいと思います。

議案第10号 鹿島市同和地区高齢者の医療費の助成に関する条例を廃止する条例について 御説明を申し上げます。

この条例につきましては、佐賀県同和地区健康対策事業費補助金交付要綱の制定に基づきまして、昭和58年に制定されたものでございます。事業内容といたしまして、同和地区に居住をされる満60歳以上の高齢者の医療費の一部を助成する制度でございます。今回、この県の補助金交付要綱が廃止されることに伴いまして、この条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とするため、今回提案をいたすものでございます。

御審議方よろしくお願いをいたします。

〇議長(小池幸照君)

質疑に入ります。20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

簡単な質問ですが、その前に、私は同和問題については、そのもの自体を廃止、終止符を打つべきだということでずっと訴えておりますし、特にこれを見てもわかるように、60歳以上の人が特別に県の助成制度に該当されて、今まで運用されてきたというような、その辺を見ても、いかに一般の人との違いがあるかというのがわかると思いますが、それはそれとして、特にこれを見てわかるように、この同和地区云々は別としても、今県がいろいろな福祉事業を打ち切ってきている、削減をしてきているということ自体は許せないことがあると思いますが、質問ですが、この事業が廃止されたことによって、財政的にどういう影響があるんですか。その辺をちょっと、わかりますか。

〇議長 (小池幸照君)

迎福祉事務所長。

〇福祉事務所長(迎 和泉君)

御質問にお答えをいたしたいと思います。

財政的にどの程度の影響があるかということでございますが、17年度の決算で補助額が54 千円程度でございます。18年度、これは途中現在でございますが、約50千円の支出をしてお ります。経費的には額はそんな大きな額ではございませんが、県の方の制度として、新たに 今までは市町村を経由しているということでございますが、県の方からは運動体への補助と いう形で若干削減になるのかもしれませんが、そういう形での事業の方に変換をされるとい うことでお聞きをしているところでございます。

〇議長 (小池幸照君)

20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

結局今のでは、具体的には当事者の人たちがみずから支出をするということになりますが、 あとのがちょっと気にかかりますが、それをやめて運動体への補助というのは、どういう根 拠でやられるんですか。これを廃止することで、また別枠で新たな補助事業を起こすという ことですか。

〇議長 (小池幸照君)

迎福祉事務所長。

〇福祉事務所長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

事業の実施の内容といいますか、方法については、県の方からは詳しくは説明を受けておりません。検討をしていくということでの回答を受けているところでございます。

〇議長(小池幸照君)

20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

終わりにします。内容的にはわかりましたが、あとのものがどうも気になって仕方がありませんが、今、直接ありませんので、今後、新たに具体化したのが提起されたときには、直ちに報告していただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

〇議長 (小池幸照君)

16番谷口良隆君。

〇16番(谷口良隆君)

市で平成17年度で54千円、18年から現在までで約50千円程度ということですけど、その鹿島市内におけるこの従来適用されておった該当者数ですね。その人数と、先ほど市を経由しての補助が団体を経由しての補助になるということで、実損が出るのか出ないのか、そこを端的に答えてください。

〇議長 (小池幸照君)

迎福祉事務所長。

〇福祉事務所長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

対象者としては2名いらっしゃいます。ただ、実際申請をされておる方は、お一人ということでございます。

実損があるかどうかということでございますが、この辺については、先ほど松尾議員の方にもお答えをいたしましたように、県の方の具体的な内容について、まだ把握をしておりません、わかっておりませんので、ここではどうということはお答えできません。

〇議長(小池幸照君)

16番谷口良隆君。

〇16番(谷口良隆君)

簡単に終わりますけど、市町村を経由して補助しよったものが、団体を通して補助をするように、そのルートが変わったというふうにとらえていいんですね。団体にそのお金がとどまるということじゃないと思いますね、医療費補助でしょうから。そういうことでしょう。

〇議長 (小池幸照君)

迎福祉事務所長。

〇福祉事務所長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

先ほどから申し上げておりますとおり、まだ具体的には内容が把握、説明があっておりませんので、詳しくはわかりませんが、県の方から団体を通じて補助をされるものであろうということでお答えをしたいと思います。

〇議長(小池幸照君)

16番谷口良隆君。

〇16番(谷口良隆君)

簡単に終わるつもりだったんですけども、要するに私は、御本人の実損の伴う、同和地域の方々の実損の伴うような改正であれば、やっぱりそこには問題が生じるわけなんですよ。それが行くものと思っておりますという今の2回目の答弁では、実損の可能性もそこに出てくるということなんですね。だから、松尾議員の発言の本来のねらいとは私は若干違うかもわかりませんけど、同和行政の従来までの流れからすれば、長い歴史において、被差別部落であるがゆえに、経済的に社会的に損失をこうむってきた。そういうことから、こうした補助制度を従来つくってこられた。それが今回、市町村経由というものが団体経由の補助の形態に変わると。そういうふうにすっきり言われればそれでいいんですけど、個人補助が届くのか届かないのかというお答えでは、私が賛否の表決ができんじゃないですか。そこを聞いておるんですよ。

〇議長(小池幸照君)

関同和対策課長。

〇同和対策課長(関 正和君)

谷口議員にお答えをいたします。

この点につきましては、一応18年度で廃止になるということになっているわけですけども、

向こう3年間の激変緩和措置をとるということで、県の方で今検討をされているところでご ざいます。

それで、今現状は3割負担なわけですね、皆さん60歳以上は。それで本人が3分の1、それから県の方が3分の1、それから市の方が3分の1という形で、18年度まではなっているわけです。それが19年度からは、まだこれは県の案でございますけども、19年度からは一応 2割と、そして県の方が1割ということで構想を持たれているところでございます。

〇議長 (小池幸照君)

16番谷口良隆君。

〇16番(谷口良降君)

大体わかりました。つまり、本人負担が従来医療費の3割負担相当分の3分の1で済んでおったものが、その3割負担した本人負担のうちの1割は従来どおり県が見るけど、市町村が負担しておった3分の1がなくなって、その分、つまり残額の3分の2額を本人負担になると、実質本人の負担増につながるというふうに理解しました。それでよろしいですか。はい、わかりました。

〇議長 (小池幸照君)

ほかにございませんか。20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

ただいまの谷口議員の質問の答弁で、大体のあれはわかりましたが、どうしても納得いかないのは、私は今回これが廃止になることによって、一般の60歳以上の人たち、一般市民の人たちと同じ状況になっていくんだという理解をしておりましたがね、そういうことじゃなくて、結局、同じような形で同和地区の人たちはそれなりの擁護策があると、まだ続いていくと考えるんですかね。

それと、もう一つは、先ほど別枠で団体に補助がやられるというふうなことは、これにか わるものを補うためにということではっきり理解していいわけですかね。その辺ちょっと問 題があるようです。

〇議長(小池幸照君)

関同和対策課長。

〇同和対策課長(関 正和君)

松尾議員の方にお答えをいたします。

本人さんが2割負担になるということは、来年度からの高齢者70歳以上が、1割から2割になるということです。それに伴いますところの2割を本人さん負担ということで検討をされておるところでございます。これも先ほど申しましたですかね、ずっと続いていくことじゃございませんで、案としまして、19年から向こう3年間ということになっております。

〇議長 (小池幸照君)

出村助役。

〇助役(出村素明君)

補足して説明をしますけれども、基本的にはこの条例案によりますとおり、平成19年4月 1日からこの制度は廃止をすると。ただし、激変緩和といいますか、3年間に限って県が団 体を通じて個人の方の負担の軽減を図っていくという趣旨のようです。具体的にはまだ確定 しておりませんけれども、今の方向性としては、そういうふうに県は説明をいたしておりま す。

〇議長 (小池幸照君)

20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

私の理解がおかしいか知りませんが、この要綱が廃止をされることによって、一般市民の皆さんと同じような形での対応がされてくるものだと私は理解をしておりましたが、依然として、同和地区健康対策事業というのは、市の条例はなくなったにしても、対応される分はあるんだと理解をしました。それと、個人に行くのならまだしもですが、それが団体に行くということになりますと、先ほど谷口議員の方からもおっしゃっていたように、本当にじゃあ個人の方に今までのような形で補いが行くとして、個人にそれが対応されるかどうか。これは定かでないという、非常に煙にまかれるような、そういう感を受けますが、私の勘違いか思い過ごしかもわかりませんが。とにかくあり方としてはわかりました。討論には立ちませんが、この事業は私は早く廃止をしなくてはいけないと思っておりますので、それなりにひとつは進んでいくんだということで、私は今回、賛成をしたいと思います。

〇議長 (小池幸照君)

関同和対策課長。

〇同和対策課長(関 正和君)

20番議員に対しまして答弁したいと思いますけれども、先ほどの団体の方に補助が行くん じゃないでしょうかと言われましたですけれども、取り扱い自体が団体の方になりまして、 戻しの方は団体の方から個人さんの方に行くようになっております。

〇議長 (小池幸照君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市同和地区高齢者の医療費の助成に関する条例を廃止する 条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (小池幸照君)

起立多数であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

〇議長 (小池幸照君)

次に、日程第4. 議案第11号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

議案第11号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきま して御説明を申し上げます。

議案書は16、17ページ、議案説明資料につきましては7ページになります。

今回の改正でございますけど、鹿島市はこれまでは国家公務員の慣例に従い、勤務時間内に休息時間を置くようにいたしておりました。昨年、国家公務員に対する休息時間が廃止となりましたので、鹿島市におきましても、これに準じまして勤務時間における休息時間を廃止いたすものでございます。

改正の内容ですが、条例第7条の休息時間に関する規定を削除するものでございます。 議案説明資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第2条では、鹿島市職員の勤務時間は、休日を除きまして、午前8時30分から午後5時15分までという規定となっておりまして、また休憩時間につきましては、午後0時15分から午後1時までの45分という規定になっておりまして、この休息時間の廃止によりまして、4月1日以降につきましては、午後0時15分までは午前の執務を行うことになります。

規則において、4時間のうち15分を休息時間とするという規定によりまして、正午から午後0時15分までを休息時間。第5条で午後0時15分から午後1時までを休憩時間として、昼休みは60分という休息休憩時間といたしておりましたが、4月1日からは先ほど申しましたように45分となるものでございます。

近隣の市町、県内の自治体の勤務時間につきましても、午前8時30分から午後5時15分までとするという自治体がほとんどとなっております。

以上で説明を終わります。

〇議長(小池幸照君)

質疑に入ります。11番寺山富子君。

〇11番(寺山富子君)

今回のこの改正について、私は危惧をしている一人として質問をしたいと思います。

この有給の昼休みといいますか、休息時間というのは、昭和24年、1949年から続いている制度なんですね。私が生まれた年が24年ですので、私が生まれたときからこういうふうな制度があったんだなというふうなことを思いながら、今回これを見詰めておりました。こういうふうに定着している制度というふうに思います。あらゆるところで10時になったら15分ぐらいの休憩をすると。そして昼休みはほぼ1時間。そして3時になったらお昼の休息時間をとる。これは日本の働く風土として定着しているというふうに思っていますし、そしてこのことについて、私一度も疑念を抱いたことがありませんでした。というのは、そういうふうにするべきだというふうに思っていたからですね。このことについて、やはり50年間以上続いてきたものを何で、法律が変わったというふうにおっしゃいましたですが、変わった原因をまずお尋ねをしたいと思います。

〇議長(小池幸照君)

北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

御質問にお答えをいたします。

50年以上定着してきたものをどうして変えるかというふうなことですけど、国家公務員のこれまで慣例に従って鹿島市もそれに準じて実施をしてきたということでございます。その国家公務員が見直しを図ったために、鹿島市もそれに準じて見直しをしたということでございます。

参考のために申し上げますけど、民間における事業者、これは給与制度の改正につきましても民間準拠という形で、民間の企業の状況を調査しながら給与改定等もなされているわけですけど、民間における休息時間の取得状況というのは、50人以上の事業所、100人以上の企業におきましては、5.7%しか休息時間をとっていないという報告がなされております。この報告に基づいて国家公務員もこのようにこれまでの慣例を変更したというふうなことになっていまして、民間におきましては、休息時間をなかなか取っていないということもありまして、今回、鹿島市におきましても、国家公務員の慣例の廃止に従いまして、見直しを行ったものでございます。

〇議長 (小池幸照君)

11番寺山富子君。

〇11番 (寺山富子君)

今言われたものは、民間が5.7%しかこういうふうな有給の休息を取っていないと。というふうな実態を申されました。休息が何で必要なのかということが一番大事だと思います。

今、日本では年間1,800時間の労働時間を求めてやっていますね。そして全世界的にもやっぱり労働時間の短縮という方向に向かって動いていると思います。この8時間労働というものは、最高であるわけですね。週40時間というのは、週休2日制ですので、1日8時間が最高として働くことができると。そういうふうな中で、こういうふうな逆行するようなものについて、今なぜこういうふうなものが持ち出されたかというふうなことを非常に残念でなりません。

聞くところ、調べてみましたら、3年ぐらい前に民主党の国会議員が参議院の予算委員会でこのことを取り上げて、その当時の小泉総理が、労働者の大きな反発といいますか、があるかもわからないが、非常にいい提案だということで取り上げられて、この4カ月ぐらいの間に、もう知らない間に決められてしまったという法案というふうに聞いています。

こういうふうに私たちが全く手つかずの論議をする場もないところで、いきなりこういう ものが出て、そしてそれが決まって、そして働くこういうふうな場に持ち出されて決まって いくと。

このことは、公務員労働者のみならず、多くの働く人たちの労働時間の延長にもつながっていくということを私は反対に危惧をするものです。今、労働時間の短縮という方向に向かっているにもかかわらず、こういうふうな逆行するような法案を、鹿島市だけじゃありません、これは全国の問題ですので、そういうふうなところにとらえて、鹿島市として、このことが法案化なされて、こういうふうなものを決めなくてはならないというときに、どういうふうに考えられたのか。

そしてまた、当局と組合というふうな、これは勤務労働条件の改定につながっていきますので、そういうふうなところでの話し合い等の問題点とか、いろんな話が出されたんじゃないかと想定しますが、当局としてはどういうふうに思われ、それをどのような形で提案といいますか、話し合いを進められてきたのか、お尋ねしたいと思います。

〇議長 (小池幸照君)

北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

労基法では、勤務時間が1日8時間を超えて労働させてはならない。また、6時間を超える場合につきましては、少なくとも45分の休憩をということ。また、8時間を超える場合につきましては、少なくとも1時間の休憩時間を途中に与えなければならないという規定になっております。公務員につきましては労基法の適用がないわけですけど、国家公務員の場合は60分が基本ということでございますけど、業務などの運営面において考慮する場合においては、45分でも可能ということでございまして、鹿島市におきましても、休憩時間を45分ということで決めさせていただきました。

このことにつきましては、当然、勤務労働条件の変更ということで、組合とも協議を行っ

てきたわけですけど、組合とも昼休みにつきましては、12時15分から1時までということで、15分短縮をするということで合意ができておりまして、当然、私どもも5時半までの勤務時間ということで検討をいたしましたが、他市等の状況も考慮しながら、他市と足並みをそろえるというようなことで、45分の休憩、午前中の執務については12時15分までということで決めさせていただいたという状況でございます。

〇議長 (小池幸照君)

11番寺山富子君。

〇11番(寺山富子君)

総務省は、この1日15分ですか、総体的な賃金といいますか、労働者に対する賃金の縮小という意味も加えながら、こういうふうなものを出してきたような背景もあります。年間6兆円というふうな公務員の皆さんへの賃金があって、その30分というものが6.6%に当たるというふうな計算をされて、400億円の削減にもつながるんじゃないかというふうな、これは民主党の提案された議員が申されていることなんですが、この背景の裏には、そういうふうな賃金抑制の道をつくり上げていく一つとも考えられています。

今回、1時間を45分にされる計画ですね。15分間を仕事に回したとすると、それだけ残業時間が減るというふうにお考えなのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

〇議長(小池幸照君)

北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

今回の条例改正でございますけど、休息時間を廃止したということで、これまで同様、休憩時間につきましては、45分ということになります。これが超過勤務に影響するかということでございますけど、これまでも超過勤務の開始時間というものは17時半からということになっておりました。今回、この条例の改正に伴いましての超過勤務時間の開始時間は17時30分からということでございまして、影響するとは思っておりません。

〇議長(小池幸照君)

11番寺山富子君。

〇11番(寺山富子君)

今、ここの鹿島市役所だけではないですが、多くの働く職場で、いろんな病気が蔓延をし、これはその人の本人のことではなくて、やっぱり働く環境の中において、いろんなストレスが増幅していって、長期入院になったり、療養になったりという形で、やはり今そういうふうなものに多くの方が心を注いで、こういうふうな労働時間の問題等についても、これからこそ考えなくてはならない時代なのに、こういうふうな休息の時間を減らしていくということは、やはり逆行の道をたどること以外の何者でもないというふうに私は思います。

これは有給であると、だからそういうふうに実施している事業というものが実際的にはど

れくらいかわかりませんが、数字的には5.7%だというふうなことで言われました。私は今回これが全国的にこういうふうなものがなったとしたら、5.7%実施をしていただいている企業でさえ、事業所でさえ、こういうふうなものを廃止していく動きにもなっていくんじゃないかという心配もしています。

とりわけ、そのことだけではなくて、労働時間の延長にもこれは各民間においてつながっていく可能性もあるというふうに、いろんな意味で考えなくてはならない問題だと思うわけです。そしてこれが実施されるとしたら、たとえ目が痛かったり、いろんなことでパソコンなどを打つ機会が多いわけですので、仕事中に休み時間じゃなくて、休息をちょっととろうとしても、やはりいろんな目があったりとして、なかなか働く手が休めないという状況にならないようなものをしていく必要があるというふうに私は思います。勤務時間内に休息的な行為が全く認められないというふうなことにならないようなことを、何か講じていただくというふうなことはなされますでしょうか。

〇議長 (小池幸照君)

唐島総務部長。

〇総務部長(唐島 稔君)

健康面とそれから労働時間、この相関関係からどんな関係になるかはちょっとわかりませんですが、労働時間が仮に長くなった場合、健康面に必ず影響が及ぶかどうか、ちょっとそこらあたりはわからないところですが、休息時間につきましても、休憩時間につきましても、制度として一斉にこういった休息、休憩に入るということを前提にしている制度だと私は考えております。それで、例えばパソコンを使っていて、目の疲れたけんが休めないかと、二、三分でも目を休める時間がないかと、そんなことは決してないと思います。ですから、これは制度的に職員が一斉に休むということを前提としている制度でございますので、そこらあたりはとってよかと、勝手に休みんしゃいというようなことも言えない部分ではございますけれども、そういったところは適宜、各自が自覚してやっていることでございますので、それで御了承をいただきたいと思っております。

〇議長 (小池幸照君)

11番寺山富子君。

〇11番(寺山富子君)

今までのような形で、ただ昼休みの休息時間と有給の休憩時間と休息時間が分かれたというふうに思うんですが、今言ったような休息時間の行為を保証するような、やはり指導といいますか、そういうふうなものを上司の方がきちんと日常言っていただくということが、これは働く人の安全・安心、そして健康につながっていくというふうに思いますので、その辺はぜひお願いをせざるを得ないと思います。

それから、休息、休憩をきちんととれない、例えば、保育所等の問題がありますが、ここ

については、全く同じような取り扱いをなさるのかどうか、お伺いをいたします。

〇議長 (小池幸照君)

北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

1日の勤務時間につきましては、8時間ということでございまして、1時間の昼休みということになりますと、退庁が今までの5時15分が5時半になるというようなこともございます。基本的には勤務時間は8時間ということで、今回のこの昼休みの時間を設定させていただきました。

給食センターとかみどり園につきましても、当然、この条例が施行されますと、そういう 勤務時間と、給食センターにつきましては、従来は12時半から1時半までが昼休み時間とい う時間設定をしておりましたけど、今回の改正をいたしますと、給食センターにつきまして は、昼休みにつきましては12時45分から1時半までが45分が休憩時間ということになります。 みどり園につきましても、本庁と同様な取り扱いになるというものでございます。あくまで も休息時間につきましては、リフレッシュタイムということで、たばことかトイレとか、い ろいろな息抜き時間も、その中にはとってはいけないということではありませんので、とっ ては可能ということですので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

〇議長 (小池幸照君)

20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

ただいま寺山議員の方から詳しく御質問があっておりますので、重複する分は避けていきたいと思いますが、まず私は、今まで15分の休息時間ですね、これは必要だということであったと理解しておりますし、当然長い間、先ほど言われましたが、戦後間もなくこういう形でつくられてきているわけで、当然の常識だというようなことで私も受けとめてまいりましたが、具体的にいろいろ先ほども申されましたが、私は先ほど総務部長が健康と必ずしも時間的な問題とは無関係なようにおっしゃったような感じがしますが、私はこれは特に先ほどの御答弁は、人事管理をするトップにいる人が、そういう考えを持って人事管理をされとったら大変だと思いますね。

私は何度もここで職員の方の健康管理の問題では発言をいたしましたし、具体的に皆さんからアンケートをいただいて集計をしたときに、本当にこの市役所の中がストレスがたまるような職場だというのが、ありありと出てきている実態をいまだに思い浮かべるわけですが、そういう中で、もろにこういう休息時間というのが打ち切られるということになりますと、それこそまた精神的にもいろんな重みが出てくる可能性だってあると思うんですよ。特に職場によってもいろいろあると思いますよ。具体的に窓口でお仕事をなさっている方、市民の皆さんの目には直接触れない場所で仕事をされている方もありますが、しかし、直接窓口で

市民と対応しながらいっているということになりますと、本当に4時間の勤務というのは重 たいものだと私は思います。私自身も職員としての経験がありますが、本当に休息というの がいかに私たちにとって今こういう形になってみて大事だったのかというのが改めて思われ るような気がします。

お尋ねをしたいと思いますが、まずこういう形で休息時間が省かれるということで、具体的に勤務に従事する時間、今、1週間で何時間で何時間になるのか、1カ月で何時間で何時間になるのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

〇議長 (小池幸照君)

唐島総務部長。

〇総務部長(唐島 稔君)

先ほど労働時間と健康面の相関関係はわからないというようなことで申し上げました。これは私自身が労働時間が長くなれば、本当に不健康になるのか、短くなればみんな健康かという関係がわからなかったから申し上げたことでございます。そして、この健康面につきましては、さきの議会での御質問のときもありましたように、我々としても、職員の健康、体も心もこの健康につきましては、十分に心を砕いて、そして対応を最大限できる範囲で努力をしているつもりでございます。そういったこともございまして、この労働時間と健康面との相関関係はわからないというふうに申し上げました。

それから、勤務の時間でございますが、これは今も8時間の勤務、それから今後も8時間の勤務ということになっていくものでございます。

〇議長(小池幸照君)

北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

具体的な勤務時間ということでございます。これは先ほど部長が答弁いたしましたように、 従来と変わりはございません。休憩時間につきましては、拘束をされない時間ということで、 この休憩時間につきましては、昼休みということで、外に出てもいいし、勤務としては拘束 されない時間ということになります。休息時間につきましては、拘束される時間ということ でなりまして、今回は勤務時間につきましては、何ら従前と変更はございません。

〇議長(小池幸照君)

20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

確かに時間の変更はないでしょうけど、休息ができるという時間は、仕事しなくてもいいわけでしょう。仕事しよって、休息じゃないわけですからね。だから、実質的にはその分は少なかったわけでしょう。それがふえてくるわけでしょうが。それをお尋ねしているんですよ。

それから、健康との問題は、いろいろ言いよったらそこで終わりますが、今でも皆さんが本当に大変な中で仕事をされるとを目の前に見ていますよ。もう休まんですかと私言うた人もいますよ。しかし、その責任の重さで頑張っていらっしゃるでしょう。そういう実態があるんですよね。そういう人さえできなくなるんですよね。これは許されるものじゃないと思いますよ。

もう一つお尋ねします。これは別のことですが、例えば、今はほとんど女性の方で子供さんを生まれた方は育児休暇でお休みでとられている方がほとんどだと思いますがね。例えば、私が市役所におったときは、育児休暇とれませんでしたから、授乳休暇ですかね、そういう形でいただきました。私もちょうどそういうことがありましたが。今もその制度は残っていると思いますが、現実的にはとられてなかったにしてもね。じゃあ、そういうことになりますと、これはまた変わらないでとれるわけですか。例えば、育児休暇長期とらんで、授乳をせんといかん人たちが休まんといかん、育児休暇を合い中でとらんばいかんというときは、その制度とかは全く変わらんで今もあるんですか。あるとすれば、それは継続されるんでしょうかね。(「済みません。ちょっと手元にないので、暫時休憩をお願いできますか」と呼ぶ者あり)

○議長(小池幸照君)

暫時休憩をいたします。10分間休憩をいたします。

午後2時4分 休憩午後2時13分 再開

〇議長(小池幸照君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。 20番議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

どうも失礼をいたしました。松尾議員の御質問の授乳休暇ということでございます。

この授乳休暇の内容でございますけど、職員が出産をいたしまして、8週間が産後休暇ということになります。そして、その生まれた子供が1歳になるまでの間を1日2回、1回につき45分、1日に90分の授乳休暇として取得することができるという規定でございます。この授乳休暇につきましては、勤務時間内ということでありますので、勤務時間の最初とか最後につけることはできません。あくまでも勤務時間内において、そして90分を取得できるという制度でございます。このことにつきましては、今回の条例改正と何ら関係ありませんので、これまで同様、請求があれば1日に2回、1回につき45分、合わせて90分の授乳休暇時間として特別休暇として与えるものでございます。

〇議長(小池幸照君)

20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

この問題については、現実的には今ほとんどそういう形ないかと思いますが、後退をさせないようにお願いをしておきたいと思います。

次に行きたいと思いますが、大体今、昼1時間の時間ですが、昼食時間の問題ですが、例えば、私たちも今会議して、昼食でうちに帰るとすれば、1時間でぎりぎりですね。例えば、車で5分かかるというふうな状況の中でですが、恐らく職員の方の中にも昼食時間、家に帰られている方も近い方あるんじゃないかなと思いますが。実は皆さんもごらんになったかわかりませんが、テレビで休息時間がなくなったということで、外食産業が非常に打撃を受けているという、ほとんど笑っている人もいらっしゃいますので、ごらんになったと思いますが、やっぱり時間がそれだけ短くなったということで、非常に大きな影響が出てきたという報道がされましたが、この辺も周辺にありますし、町中まで出られる方もあると思いますが、そういう問題について、どうお考えになりますか。部長どうぞ。

〇議長 (小池幸照君)

唐島総務部長。

〇総務部長(唐島 稔君)

家に帰っている職員は、距離にもよりましょうが、かなりちょっと難しくなるという可能 性は考えられます。

それから、外食産業の件ですが、私もテレビで見ました。それで、市の職員が今どのような実態にあるかというのは正確には把握をしておりませんですが、外に食べに出ていく。ここの近くがほとんどだと思います。もしくは弁当を注文するといったような状況でございますので、大きな打撃があるかどうか、そういった仕事に携わられている方が大きな影響を受けられるかどうか、それは余りちょっと今の時点では考えられない状況ではないかと思っております。

〇議長 (小池幸照君)

20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

では最後に市長にお尋ねをしますが、今いろいろ論議をしてきましたが、この問題は国がこういう取り組みをしたということで、それにあわせて鹿島市でもやりますということですね。市長は特にそれぞれ地域にも自主的な権利はあるんだというような、そういうことをおっしゃいますが、特に職員の問題、あなたのもとで市民のために働いてくださる職員の人たちが、より仕事がしやすいという状況をつくるのも市長の責任だと思います。そういう面から考えますと、どんなに国が決めたからといって、じゃあそうしようか、右倣いと。ほとんど今、いろんな制度の変更が来ておりますが、ほとんど国が決めたけん、県が決めたけんということでやられておりますが、こういう問題こそ自主的に鹿島市だけの独自性を持ったっ

ていいと思いますし、持たなくちゃいけないと思うんですよね。そのことによって、これで 財源的に莫大な金が要るというわけでもないでしょう。精神的に皆さんが少しでも安堵され る、本当に安心して仕事できるような体制をとっていくということを私は今こそすべきだと 思いますよ。だから、新幹線で取り組んでいるその勇気で国に対してだって、何もこれは強 行したことによって、おまえのところは金のよんにゅうあっけんが、交付税ば削っぞと言わ れる代物でもないと思いますよ。どうでしょう、市長のその辺のお気持ち。

〇議長 (小池幸照君)

桑原市長。

〇市長(桑原允彦君)

まず、国家公務員がそのようになり出したと。それから地方も、ほとんど自治体はこれに例に倣っているという実情が一つはあります。それからもう一つは、市長が今この市役所の職員の統括をしているわけですが、もう一つ市長というのは、住民の代表ですね。住民から見て、これが許容できるのかという判断をした場合に、これは許容できるというふうに思って、こういうふうに判断をしております。

〇議長(小池幸照君)

20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

住民の代表でもあるということですが、そうなら余計職員の人たちが十分な体調で、十分な精神力で仕事のできる体制をとる、このことが市長の責任でありますし、そのことが市民に対しても、やっぱり責任を持つことになるということを申し添えて終わりたいと思います。

○議長(小池幸照君)

16番谷口良隆君。

〇16番(谷口良降君)

総務委員会でも若干議論をいたしておりますので、もう深くは問うことはしませんが、非常に労使の合意が成り立っておるというようなことでございますので、その労使の自治に立ち入るつもりは毛頭ありはしませんけど、公務員の非常に御難な時代が続くと。最近は、いろいろよその県庁のお金の使い込みかれこれいろいろやられておるんですが、そういうふうな公務員に対する冷たい目、風が吹いておるさなかで、なかなか主張がしにくい環境下での交渉などが今行われておるとは思うんですけど、さかのぼって考えてみれば、10数年前に現条例は勤務時間は変わっておりませんでしたけれども、5時までの実質勤務だったですね。それが社会的に一般化しておりました。鹿島市役所も5時まで、条例は15分までだったんですがね。要するに慣習としてそれが成り立っておった。市民もそのことを認めておった。それが実質15分労働延長に当時なりましたですね。それで今回、休息を事実上外すということで、15分、10数年の間に、合わせて30分間の労働短縮に実質市の職員の皆さんはなるという

ことになるわけであって、先ほどの総務課長の感覚がちょっとおかしいなと思いますけど、 労働時間と健康問題というのは、やっぱり密接不可分なんですよ。従来、歴史を考えてみれ ば、機織り工が何であれだけ運動をして労働時間が決められたのか。労働の質の問題もあり ますけれども、そこら辺の感覚のずれを非常に感じておりますが、私がお尋ねしたいのは、 総務委員会で提案をいたして、検討したらどうかというふうに言っておった点をお尋ねした いと思うんですけど、やっぱり昼休みの1時間、それを15分カットをするというのは、実質 カットになるわけですけど、15分されど、やっぱり1時間のうちの4分の1が実質労働時間 になるわけなんですね。健康管理とはやっぱり密接不可分だろうと思うんです。

そういった点からは、従来どおり1時間の休憩時間を確保しつつ、後ろには15分つくということですので、5時半という勤務、要する退庁時間が延長されるというマイナス部分が出てはきますけども。それをしばらくどちらがいいのか、職員の皆さん方の要するに働く現場の人たちの声が一番反映されなければならないと思うんですけど、この際、半年なり1年、どちらがいいのか、試行をしてみたらどうですかという提案を総務委員協議会で行っておりますが、そのことについて検討はされたんですか。

〇議長 (小池幸照君)

唐島総務部長。

〇総務部長(唐島 稔君)

まず、労働時間と健康面のことでございますけれども、私が先ほど申し上げましたのは、この15分を前提に話をしておりました。15分延びるのが影響を与えるかどうかということで言ったつもりです。それは当然、1時間とか2時間とか、毎日長くなれば、それは健康面のことは必然的に出てくるかと思います。

それから、もう一つ、総務委員協議会でおっしゃいました、いずれの方法をとるか、試行期間を設ける必要はなかったのかということでございますが、これは組合との交渉におきまして、15分の休息時間を合い中に入れれば、5時15分でいくのか、5時30分までの時間で1時間の休みをとるか。いずれの方法がいいのかというようなことは、組合とも論議をいたしました。そしてそういった論議をする中で、県の方向が午後5時15分までという方向が一つは出てまいりました。それから、先ほど課長が申し上げましたが、その近隣の市も5時15分までの勤務時間というようなことになってまいりましたので、これは鹿島市だけが5時30分にしても、そういったところでの均衡があると思いまして、私どもはこの5時15分ということを組合にもお願いをし、組合も当然休息時間がなくなるわけでございますので、全面的了承ではないと思いますが、了解をしていただいたところでございます。

〇議長(小池幸照君)

16番谷口良隆君。

〇16番(谷口良隆君)

日本の現在の労働環境というのが、4割を超すようなパート雇用形態になっておるということで、今、社会問題になって、その是正で政府も少し動き出すというような状況にありますが、やはりそうしたものが背景になって、劣悪な労働環境に置かれている方がやっぱりかなりふえてきたということで、こういうところまで人事院勧告に反映をしてきておるという悪連鎖が続いておるのが、一つとしてこういう今回の提案にならざるを得なかったというふうに思うんですけど、やはりこの労働時間というのは、短縮するのは物すごいエネルギーが、労使あるいは社会的な認知を得るためにも要る。しかし、長時間労働するのは、労働者が我慢さえすればできるということなんですね。そういうふうなことで、時の力関係で決まるとか、いろんな労使の問題もありはしますけど、よほど労働時間というのは、労働者の働く条件としての基本的な部分であって、私も余り聞こえてはきませんでしたけれども、いま少し慎重な協議、検討がされてしかるべきではないかなと、そういうふうな気持ちがまだ残ります。それは労使はもう何カ月でんやってきましたと、それはもう議論は尽くしておりますということなのかもわかりませんけど、やはり背景あるいは今後の展開などを考えてみれば、少し拙速な感、否めないものが残ります。

以上、答弁は要りませんけど、そういった試行等交えて、取り入れて、少しクッションを 入れて、少し市民の反応なども見て最終的に固めてもいいんではないかと、そういう気がい たしておるところを申し上げて終わります。

〇議長 (小池幸照君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小池幸照君)

質疑を終わります。

討論に入ります。11番寺山富子君。

〇11番(寺山富子君)

議案第11号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、 反対の立場で討論をさせていただきます。

1949年以来、国家公務員の休憩、リフレッシュについて、休憩時間無給及び休息時間有給の制度が設けられてきましたが、民間企業の通常の勤務形態の従業員では、休息時間有給に相当する制度は、ほとんど普及していないことを考慮し、休息時間を廃止し、休憩時間で一本化するための改正が今回のものであると思います。

休息時間有給の規定は、労働基準法にはありませんが、ストレスによる病気がふえている 今日、労働基準法の適用される民間事業所でも取り込んでいく必要のある制度であり、現在、 有給の休息時間制度を取り入れている民間事業所、企業規模100人以上、事業所規模50人以 上で5.7%あるそうです。その5.7%の民間事業所は、先進的であるとも言えます。有給、無 給の別はあっても、官民を問わず、10時と3時に休息することは、長い間、事実上多くの事業所にとっての習慣でありました。特に製造業、建設業などにおいては、職場安全性の確保の点からも重要なのでありましょう。

I Tの普及した現在、非製造の職場においても、一斉に休息をとり、目や頭脳をパソコンから解放することは重要と言われています。コンピューターの説明書等にも、パソコンを使用した作業中の一定時間ごとにおける休息の重要性を設けている、説いている説明書もあります。休息時間の趣旨を尊重するのであれば、職員の健康を守るために休憩、休息をとるよう指導徹底すべきと考えます。

このような昭和24年から続いている、50年以上続いている、定着している制度であります。 政府みずからが年間実働労働時間1,800時間を掲げるなど、労働時間の短縮に向け、取り組 みを進めている立場にあるのに逆行をしています。国際的な流れにも逆行をしています。今 後、民間の労働時間にも悪影響を及ぼしかねないと懸念します。

今回の人事院の対応は、民主党議員の国会質問に端を発したものです。それを受け、総理 大臣の指示によるとされ、制度の正当性を主張することなく、進んで改悪を受け入れたもの で、労働基本権剥奪の代償機関とされる、その役割さえも投げ捨てたものであり、到底私は 容認できません。人事院が強い反対の声を耳にしながらも、あえて半世紀以上にわたり定着 してきた制度を、わずか4カ月間の短期間で改定を強行したことは、現在の人事院の存在と 姿勢が問われるものと考えます。

休息時間を現在実施している民間事業所が、公務員が廃止になったことを理由に、廃止することを私は懸念します。また、前段にも述べましたように、国際的な労働時間短縮という時代の流れに逆行をします。また、私たちのこの市内においても、民間労働者の労働時間にも悪影響を及ぼしかねないと大きく懸念するものであります。

以上を反対の討論といたします。

〇議長 (小池幸照君)

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小池幸照君)

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長 (小池幸照君)

起立多数であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

〇議長(小池幸照君)

次に、日程第5. 議案第12号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例についての審議 に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

議案第12号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。 議案につきましては、18、19ページ、議案説明書につきましては8ページになります。

今回の改正は、国家公務員等の給与改定に準じまして、扶養手当の月額を改定いたしたく、 その旨の提出をいたすものでございます。

これは昨年の人事院勧告に基づきます改正でございまして、少子化対策といたしまして、 3人目以降の扶養手当をこれまでの1人5千円から6千円と、月額1千円の引き上げをお願いするものでございます。

なお、施行日につきましては、19年4月1日からとなります。

〇議長 (小池幸照君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小池幸照君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

討論を終わります。

採決します。議案第12号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については、これを 提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長 (小池幸照君)

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号

〇議長(小池幸照君)

次に、日程第6. 議案第13号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

議案第13号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明

をいたします。

議案書では20ページ、21ページ、議案説明資料におきましては9ページ、10ページとなる ものでございます。

この条例の改正でございますけど、臨時的任用職員に対しまして、退職手当を支給いたしたく、条例の改正をするものでございます。

それでは、改正の内容を御説明いたします。

議案説明資料の9ページの第1条を見ていただきますと、これまでの条例第1条の規定は、 退職手当の支給対象者は、給料を支給される定数内の職員に限定される旨の規定となってお りましたが、今回、この規定を地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員と 改めるものでございます。

この第3条第2項に規定する一般職に属する職員とは、職員について定められている勤務時間が1日8時間以上で、勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者について退職手当が支給されるというものでございます。退職手当の支給といたしましては、1日8時間以上、勤務した日が月に18日以上、そして引き続いて12月を超えるに至った者に対して退職手当を支給するということになります。

第2条第2項の改正でございますけど、「至ったもの」を「至った者」ということで、 「もの」を漢字の「者」に改めるものでございます。

第4条第1項の改正でございますけど、第1条の改正規定におきまして、昭和25年法律第261号と規定されましたので、同条同項においては削りまして、第7条の2第1号及び第2号は、規定中の勤務した日が18日以上ある月ということで改めるものでございます。

附則におきましては、施行日を19年4月1日からとしておりまして、第2項、第3項におきましては、勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、その者に対しても退職手当の規定を適用いたしまして、その場合には、退職手当の額は100分の50に相当する額を支給するという規定でございます。

審議方、よろしくお願いいたします。

〇議長 (小池幸照君)

質疑に入ります。20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

ただいま御説明いただきましたことで、ずばりお尋ねします。旧と新によりますと、受ける側は得になるのか損になるのか、どうですか。そこで聞かんとわからんごたっですね。

〇議長 (小池幸照君)

北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

得になるのか損になるのかという御質問でございますけど、臨時職員につきましては、こ

れまで1年間の長期雇用というものはいたしておりませんでした。また、臨時職員に対する 退職手当もございませんでした。臨時職員さんからいいますと、今回、1年以上、先ほど言 いました1日8時間以上で月に18日以上で1年を引き続いて勤務された方については、退職 手当がプラスされるということでありますので、その方につきましては得ということになり ますし、市においては支給しなければならないということで、財政的にどうかなということ になります。

〇議長 (小池幸照君)

20番松尾征子君。

〇20番(松尾征子君)

最近では珍しく、側から言ったらいいことだということで受けとめましたが、じゃあ大体 年間、鹿島市でこれに該当される方がどれくらい出るとお考えでしょうか。

〇議長 (小池幸照君)

北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

今回のこの条例の改正でございますけど、改正の要旨、概要を申しますと、この改正に至った理由におきましては、早期退職者、今、鹿島市におきましては、財政基盤強化計画の中で、職員の採用については減少をするという方向でいたしております。また、ここ最近は定年前の早期退職者も結構出ているということで、今回の改正でございますけど、この早期退職者に係る分をこの臨時職員でまかなっていこうということで、来年度につきましては、5名の臨時的任用職員の採用を予定いたしております。5名の臨時職員については、この制度に基づいて採用を行いまして、その場合については、退職手当を支給するということにいたしております。(「財政的な面は」と呼ぶ者あり)

今回の財政的なことを申されましたけど、退職手当、またこのほかには雇用保険等がございます。例えば、月に21日勤務されて、そして日額6,330円をもらわれた場合は、単純に計算いたしますと、318千円程度を退職手当として支給すること。これは雇用保険も含めてでございますけど、そういうことに計算をいたしております。

〇議長(小池幸照君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

討論を終わります。

採決します。議案第13号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (小池幸照君)

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号

〇議長 (小池幸照君)

次に、日程第7. 議案第14号 鹿島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

〇総務課長(北村和博君)

議案第14号 鹿島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例 について御説明をいたします。

議案書につきましては、22、23ページ、議案説明資料では11ページになります。

今回のこの条例の改正でございますけど、昨年、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴いまして、条例の改正となるものでございます。

条例の改正の内容でございますけど、条例の規定中「障害の等級」という文言を「障害等級」に改めるものでございまして、同条の備考を23ページの議案のように改めるものでございます。

以上でございます。

〇議長 (小池幸照君)

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

討論を終わります。

採決します。議案第14号 鹿島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を 改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (小池幸照君)

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。議員提案第1号及び第2号は、会議規則第36条第2項の規定により、 提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

御異議ないものと認めます。よって、議員提案第1号及び第2号は、提案理由の説明及び 委員会付託を省略することに決しました。

日程第8 議員提案第1号

〇議長 (小池幸照君)

次に、日程第8. 議員提案第1号 鹿島市議会委員会条例の一部を改正する条例について の質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

討論を終わります。

採決します。議員提案第1号 鹿島市議会委員会条例の一部を改正する条例については、 これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (小池幸照君)

起立多数であります。よって、議員提案第1号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議員提案第2号

〇議長 (小池幸照君)

次に、日程第9.議員提案第2号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則についての 質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小池幸照君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (小池幸照君)

討論を終わります。

採決します。議員提案第2号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長 (小池幸照君)

起立全員であります。よって、議員提案第2号は提案のとおり可決されました。

これをもちまして、本日の日程を終了いたします。

なお、3月10日から11日は休会とし、次の会議は3月12日午前10時から開き、議案審議を 行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後2時50分 散会